

事 務 連 絡

平成23年4月28日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消 防 庁 救 急 企 画 室

消防庁国民保護・防災部参事官付

東日本大震災に伴う年報報告困難消防本部の対応について

平素より消防救急行政にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、救急年報報告については、「救急事故等報告要領に基づく年報報告について（依頼）」（平成23年4月23日付け消防救第138号・消防参第386号、消防庁救急企画室長及び消防庁国民保護・防災部参事官連名通知）によりお知らせしたところですが、先般発生した東日本大震災に伴い今回報告対象（平成22（2010）年中）の救急事故等報告要領に基づく年報報告が困難となった消防本部については下記のとおりとしますのでよろしくお願ひします。なお、データ自体が消失、流失し、報告が不可能な場合には報告を求めないこととし、災害対応等のため、報告期限に間に合わない場合には期限を延長しますので、ご承知おきください。

つきましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）へもご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 報告要領

①調査書類

・都道府県

様式A：東日本大震災に伴う年報報告困難消防本部の対応について（まとめ）

・消防本部

様式1：東日本大震災に伴う年報報告困難消防本部の対応について（回答）

②提出方法

各消防本部においては、上記の①様式1を入力作成し、都道府県担当部局へ電子データを送付し報告してください。（各消防本部において報告が困難な場合は、都道府県にて状況を聴取して頂き、代行入力をお願いします。）

都道府県においては、各消防本部からの回答を取りまとめて上記①の様式Aを入力作成し、消防庁へ電子データを送付してください。また、各消防本部から集めた各個

票についても1ファイルに圧縮し添付願います。なお、該当がない都道府県については報告の必要はありません。

※ファイル名の頭には、必ず都道府県番号（半角）と都道府県名をつけてください。

北海道の場合

例【01 北海道 年報報告困難消防本部の対応について（まとめ）】

③提出先

消防庁救急企画室連携係 菅原 k.sugawara@soumu.go.jp

（各消防本部担当者は、都道府県を通じて報告してください）

2 報告期限

平成23年5月13日（金）まで

〈問合せ先〉

消防庁救急企画室

救急連携係：伊藤・菅原

TEL 03-5253-7529 FAX 03-5253-7539

消防庁国民保護・防災部参事官付

救助係：小宮・中山

TEL 03-5253-7507 FAX 03-5253-7576